

申告に必要な書類の確認について（チェック用）

例年、必要書類の不足により、再度の来庁となる人がおられます。
申告相談までに必要な書類の確認をお願いします。主なものは下表のとおりです。

項目	必要なもの
<input type="checkbox"/> すべての方	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証等）、マイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカードや通知カード等）
<input type="checkbox"/> 還付申告の方	<input type="checkbox"/> 本人名義の預金通帳。又は、 <input type="checkbox"/> 座名義人・ <input type="checkbox"/> 座番号・ <input type="checkbox"/> 金融機関名が分かるもの。
<input type="checkbox"/> 税務署からハガキなど届いた方	<input type="checkbox"/> ハガキなど、税務署から届いた書類
<input type="checkbox"/> 給与収入のある方	<input type="checkbox"/> 令和5年分の源泉徴収票の原本（全て）
<input type="checkbox"/> 公的年金等の収入のある方	<input type="checkbox"/> 令和5年分の源泉徴収票の原本（全て）
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 国民年金支払証明のハガキ
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険料の支払を証明するもの
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料の支払を証明するもの
	<input type="checkbox"/> 介護保険料の支払を証明するもの
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除	<input type="checkbox"/> 令和5年分の生命保険料控除証明書
<input type="checkbox"/> 地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 令和5年分の地震保険料控除証明書
<input type="checkbox"/> 寄附金控除	<input type="checkbox"/> 寄附金控除を証明する書類・受領書
<input type="checkbox"/> 障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳などの等級が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 配偶者控除、扶養控除	<input type="checkbox"/> 対象となる方の所得がわかるもの <input type="checkbox"/> マイナンバーを確認できる書類（通知カード等）
<input type="checkbox"/> 医療費控除 (おむつ代は、6か月間以上寝たきりの状態で医師の発行する「おむつ使用証明書」のある人に限ります。)	<input type="checkbox"/> 令和5年中に支払った医療費控除の明細書 <input type="checkbox"/> ※個人ごとに、医療機関別に領収書をまとめ、集計しておいてください。
	<input type="checkbox"/> 保険金などで医療費が補てんされた場合の通知書
	<input type="checkbox"/> おむつ使用証明書、領収書
	<input type="checkbox"/> 農業所得（収入・経費）整理表など
<input type="checkbox"/> 農業所得の申告 (この用紙の裏面もご覧下さい。)	<input type="checkbox"/> 支払証明や領収書など（金額を証明するもの）
	<input type="checkbox"/> 販売証明書（新たに購入したもの）
<input type="checkbox"/> 不動産所得	<input type="checkbox"/> 収入・経費（固定資産課税明細書等）のわかるもの
<input type="checkbox"/> 一時所得の申告（保険契約に基づく満期金・一時金・返戻金など）	<input type="checkbox"/> 通知書など
<input type="checkbox"/> 雑所得の申告（個人年金・報酬・税の還付加算金・貸付収入など）	<input type="checkbox"/> 支払証明書や通知書など

税の申告相談日程について

令和5年分の旭地域申告相談日は、
2月29日（木）から3月12日（火）
までの平日と、3月3日（日）です。

【旭地域 申告相談日程（2月・3月）】

曜日	日	月	火	水	木	金
2・3月					29	1
曜日	日	月	火	水	木	金
3月	3	4	5	6	7	8
曜日	日	月	火	水	木	金
3月		11	12			

◆今年度も、コロナウイルス感染症予防を第一に考え、混雑具合によっては、人数制限を設ける場合がございます。

◆受付時間：午前9時～11時、午後1時～4時

◆申告会場：旭支所2階

◆農業所得の申告をされる方は、次ページ以降を確認のうえ、必要書類等をご準備ください。

※浜田市役所本庁の申告相談日は、2月14日（水）から3月15日（金）（3月15日は午前のみ）です。

※浜田市全会場の日程は「広報はまだ令和6年2月号」に掲載します。

お問い合わせ先：浜田市旭支所市民福祉課（電話：45-1434）

●農業所得の申告にあたって

令和5年中(1月1日～12月31日)の、農業の取引に関する書類を整理し、科目ごとに金額を集計した「**農業所得(収入・経費)整理表**」等を作成してください。

また、関係書類は全て持参してください。

【収入金額に関するもの】

- (1) 農産物の販売金額の分かるもの
 - ・計算明細書、振込のあった預金通帳、領収証など
- (2) 事業用として消費した農産物の金額の分かるもの
 - ・領収証など
- (3) 自家消費した農産物の数量等
 - ・種類・数量を記したメモなど
- (4) その他農業所得に関連して得た収入
 - ・計算明細書、振込のあった預金通帳、領収証など



【必要経費に関するもの】

- (1) 雇人費、小作料、賃借料及び作業委託費・・・領収証、振込通知書など
- (2) 利子割引料・・・金融機関等の返済表など
- (3) 租税公課・・・固定資産税課税明細書、(軽)自動車税通知書や領収書など
- (4) 減価償却費・・・令和5年中に購入した減価償却資産の購入契約書。

農業用機械の販売証明書。

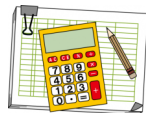
(共同購入の場合は、一人当たりの販売証明書が必要です)

※平成21年分の申告から農業用機械の耐用年数が7年に統一されています。

- (5) その他の必要経費・・・肥料・農薬代などの支払金額が分かる領収証



《注意》農業以外にも使用するものであれば、農業用に係る部分のみが必要経費となりますのでご注意ください。



【農業所得の必要経費】

農業用以外にも使用する経費は、農業用に係る部分のみが必要経費となります。使用割合で案分してください。

経費科目		主な経費の内容	参考事項
雇人費	⑧	農作業に従事した雇人(常雇・臨時雇など)への支払給料、賄費等	交換労務等相殺されるものや、生計を一にする親族への支払は含みません。
小作料・賃借料	⑨	小作料、機械の借料、共同施設(ライスセンターなど)等の使用料	
減価償却費	⑩	農業用建物・機械・車両等や乳用・繁殖用の成牛、果樹の償却	使用割合や持分(共同購入の場合)に注意してください。
利子割引料	⑫	農業用(農業用資産の取得のため)借入金の支払利息等	元金の返済額は必要経費になりません。
租税公課	イ	固定資産税、(軽)自動車税、印紙、部会費、農協や水利組合費等	所得税、住民税、健康保険料、国民年金、加算税、罰金等は必要経費になりません。
種苗費	ロ	種子、苗、種いも代、苗木購入代、育苗センター支払等	
素畜費	ハ	子牛等の購入費、購入のための諸費用(引取運賃等)	
肥料費	ニ	化学肥料、たい肥の購入費等	
飼料費	ホ	購入飼料	
農具費	へ	鎌、草刈機、一輪車等で、購入価額10万円未満の農具代(10万円以上は「減価償却費」となります)	左のもの以外の農機具については減価償却の対象となります。共同購入の持分額が10万円未満の場合も含まれます。
農業衛生費	ト	農薬購入や共同防除負担金、家畜用薬剤や家畜診療等	
諸材料費	チ	生産資材(ビニール・縄・支柱・鉢・防寒資材)の購入費等	
修繕費	リ	農業用の建物や施設、農機具、トラック等の修理代	資産の価値を高めたり耐久性を増すなど資本的支出(減価償却の対象)となるものは除きます。
動力光熱費	ヌ	農業に使用した電気、水道、ガソリン、軽油・灯油等の燃料費	家事消費分は対象になりません。
作業用衣料費	ル	農作業に使用した衣類、長靴、手袋、合羽、手ぬぐい、帽子等	
農業共済掛金	ヲ	水稲・果樹等の作物や家畜など農業資産に対する共済掛金	生命保険等、積立部分は除きます。
荷造運賃手数料	ワ	出荷用のダンボール・テープ等包装費用、農協や市場等の運賃・手数料	販売代金から差し引かれた金額も記載してください。
土地改良費	カ	土地改良事業(10a当たり1万円未満)の賦課金、客土費用、農災負担金	農地の取得や整地・造成に要した費用(負担金)は道水路の取得費対応分と区分して計算します。
雑費	ツ	上記以外の費用で農業を経営する上で必要な費用	